



APPENDIX

B

規制情報

この付録では、Cisco 3350 モビリティ サービス エンジンの規制に関する情報を提供します。

Cisco 3350 シリーズ モビリティ サービス エンジンの FCC ステートメント

この機器は、FCC 規定の Part 15 に基づくクラス A デジタル デバイスの制限に準拠していることがテストによって確認済みです。これらの制限は、商業環境で装置を使用したときに、干渉を防止する適切な保護を規定しています。この装置は、無線周波エネルギーを生成、使用、または放射する可能性があり、この装置のマニュアルに記載された指示に従って設置および使用しなかった場合、ラジオおよびテレビの受信障害が起こることがあります。住宅地でこの装置を使用すると、干渉を引き起こす可能性があります。その場合には、ユーザ側の負担で干渉防止措置を講じる必要があります。

Declaration of Conformity with Regard to the EU Directive 1999/5/EC (R&TTE Directive)

This declaration is only valid for configurations (combinations of software, firmware and hardware) provided and/or supported by Cisco Systems. The use software or firmware not supported/provided by Cisco Systems may result that the equipment is no longer compliant with the regulatory requirements.

ステートメント 191 : VCCI 準拠クラス A 警告 (日本)

**Warning**

This is a Class A product based on the standard of the Voluntary Control Council for Interference by Information Technology Equipment (VCCI). If this equipment is used in a domestic environment, radio disturbance may arise. When such trouble occurs, the user may be required to take corrective actions.

警告

この装置は、クラスA情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。

VCCI-A